

都市計画法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 開発許可の基準に係る技術的細目について条例で制限の緩和をする場合の基準のうち公園、緑地又は広場の設置に係るものについて、それらの設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度に係る制限の緩和を一ヘクタールを超えない範囲で行うことができるものとする事。 (本則関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする事。 (附則関係)